

青の煌めきあおもり国スポ六戸町大規模災害・突発重大事案対策業務 実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第80回国民スポーツ大会市町村警備・消防防災業務推進指針に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)競技会の開催時において、大規模災害・突発重大事案(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合における六戸町が設置する実施本部(以下「実施本部」という。)の活動体制および活動要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等(以下「国スポ参加者」という。)の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2)突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であって、死傷者等を伴い、社会的反響の大きい事案、又は死傷者等を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 競技会場における対策

(実施期日および実施場所)

第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 六戸町軟式野球競技会	令和8年 10月 11日(日) 12日(月祝) 13日(火)	【競技会場名】 ・六戸町総合運動公園 および周辺 ・その他関係施設

(警戒措置)

第4条 実施本部警備・消防部長は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部関係部長と連携して次の警戒措置を行う。

(1)大規模災害等に関する情報の収集

(2)交通機関の運行および道路交通状況の情報収集

(3)避難経路の確認および避難場所の確保

(4)仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置および障害物の点検・除去

- (5)大規模災害等対応の指揮および避難場所等の周知
- (6)火気の使用中止および機器等の運転の安全確認
- (7)医薬品、医療器具等の確保準備
- (8)県・関係市町村災害対策本部(未設置の場合の連絡担当課(係)等を含む。)および消防、警察、自衛消防組織、委託警備会社等(以下「防災関係機関」という。)への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部員は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1)応急対策に必要な体制の確立
- (2)事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集
- (3)救急・救助活動
- (4)国スポ参加者(災害時要配慮者を含む。)の安全確保および避難誘導
- (5)緊急車両の誘導および通行路の確保
- (6)残留者対策および会場内保安対策等の会場管理業務
- (7)医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8)防災関係機関および県・関係市町村災害対策本部等との密接な連携および情報交換
- (9)通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10)その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがある場合、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、特別緊急体制伝達系統図(別表第1)により伝達を行うとともに、特別緊急災害対策本部(以下「特別緊急本部」という。)を設置する。

- 2 特別緊急本部は、競技会場が被災等により使用に耐え難い場合、又はそのおそれがある場合においては、近隣の適切な場所に設置する。
- 3 特別緊急本部は、特別緊急災害対策本部編制表(別表第2)のとおり編制する。
- 4 特別緊急本部設置時の通信体制は、別に定める。

(特別緊急本部の運用)

第7条 特別緊急本部の編制にあたっては、大規模災害等の発生場所や規模、被害状況およびその拡大、波及性等を勘案し、弾力的な運用を図るものとする。

(防災関係機関との連携)

第8条 特別緊急本部は、大規模災害等の一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関連絡系統図(別表第3)に基づき、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

(県防災組織との関係)

第9条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、災害対策本部、各種危機事

案対策本部等を設置した場合において、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(主催者連絡会議等による決定措置)

第 10 条 実施本部長は、国スポ開催直前又は開催中において主催者連絡会議等による中止又は中断の決定がなされた場合は、混乱による各種事故防止を図るため、必要に応じて特別緊急本部を設置し、直ちに次の措置をとる。

- (1)国スポ参加者に対して、場内放送設備、大型映像装置等の機器の活用および実施本部員、警備員等の現場広報により、中止又は中断の周知を図り、避難又は退場の案内誘導を行う。
- (2)出入口等における退場の支障となる物品等を撤去するとともに、必要により避難口を開放し、第 13 条に定める避難場所への安全な誘導に努める。
- (3)会場への入場禁止措置をとるとともに、入場しようとする者に対して、中止又は中断の周知を図り、必要により直近の避難場所へ安全な誘導を行う。
- (4)緊急の避難を必要としない中止の決定があった場合は、国スポ参加者をそれぞれの通常手段により退場場所まで安全に案内誘導を行う。
- (5)避難後の残留者の発見に努め、発見した場合は直ちに避難又は退場の措置をとる。
- (6)中断する場合においては、無用な混乱を生じさせないため中断の理由および中断に伴う措置並びに今後の見通しについて国スポ参加者に周知を図るとともに、突発的な事案の拡大等による中止に備えた警戒措置に配慮する。

(実施態度の決定)

第 11 条 競技会等の実施の決定に係る処理等は、別に定めるところによる。

(避難等の周知)

第 12 条 実施本部は、大規模災害等の発生により国スポ参加者を避難させる場合に備え、次の方法等により国スポ参加者に対する大規模災害等対策の事前周知・啓発を図る。

- (1)場内放送の活用による大規模災害等発生時の諸注意の伝達
- (2)演技出演者、音楽隊等が使用する場所の避難経路、退場口、避難時の留意事項等の口頭による伝達

(避難場所)

第 13 条 避難場所は、別表第4のとおりとする。

(留意事項)

第 14 条 避難誘導にあたっては、次の事項に留意し、国スポ参加者の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

- (1)場内非常放送の活用、拡声器等による避難方法、避難経路の案内指示等の広報を積極的に行い、心理的不安の除去を図りつつ、混乱による二次災害の防止に努める。
- (2)あらかじめ定められた避難対象区分における国スポ参加者の行動統制を図り、前条で定めた避難場所に誘導する。

- (3)乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者に対する積極的な支援を行い、負傷者とともに最優先で避難誘導に努める。
- (4)トイレ、洗面所、各諸室等における残留者の発見に努める。
- (5)避難場所における避難者数、負傷者等の有無および負傷程度の把握に努める。
- (6)避難者に対して判明した大規模災害等の現況、公共交通機関の運行および道路交通状況並びに今後の見通し等について積極的かつ効果的な広報に努める。
- (7)防災関係機関との連携を密にして、積極的な協力支援に努める。

(負傷者等の搬出等)

第15条 特別緊急本部は、人命救助を最優先とした迅速な救助活動に努め、救急医療関係者との連携を密にした救護支援を行う。

2 負傷者等の搬送先は、原則として救護所とする。ただし、搬送に耐え難いと判断される重傷(症)者にあつては、医療関係者の判断による。

(医療体制)

第16条 特別緊急本部は、防災関係機関と連携を密にして、負傷者等を指定救急医療機関等の医療施設へ迅速に搬送するための支援を行うとともに、迅速・的確な医療体制の確立を図る。

第3章 教育および訓練

(教育および訓練)

第17条 実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実施本部員に対し、研修会等において必要な教育および訓練を実施することができる。

(教育および訓練内容)

第18条 大規模災害等の対策に関する教育および訓練内容は、原則として次のとおりとする。

(1)教育内容

- ア 特別緊急本部の組織編制に関すること。
- イ 本実施計画の周知および大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- ウ その他、国スポの開催に伴う大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

(2)訓練内容

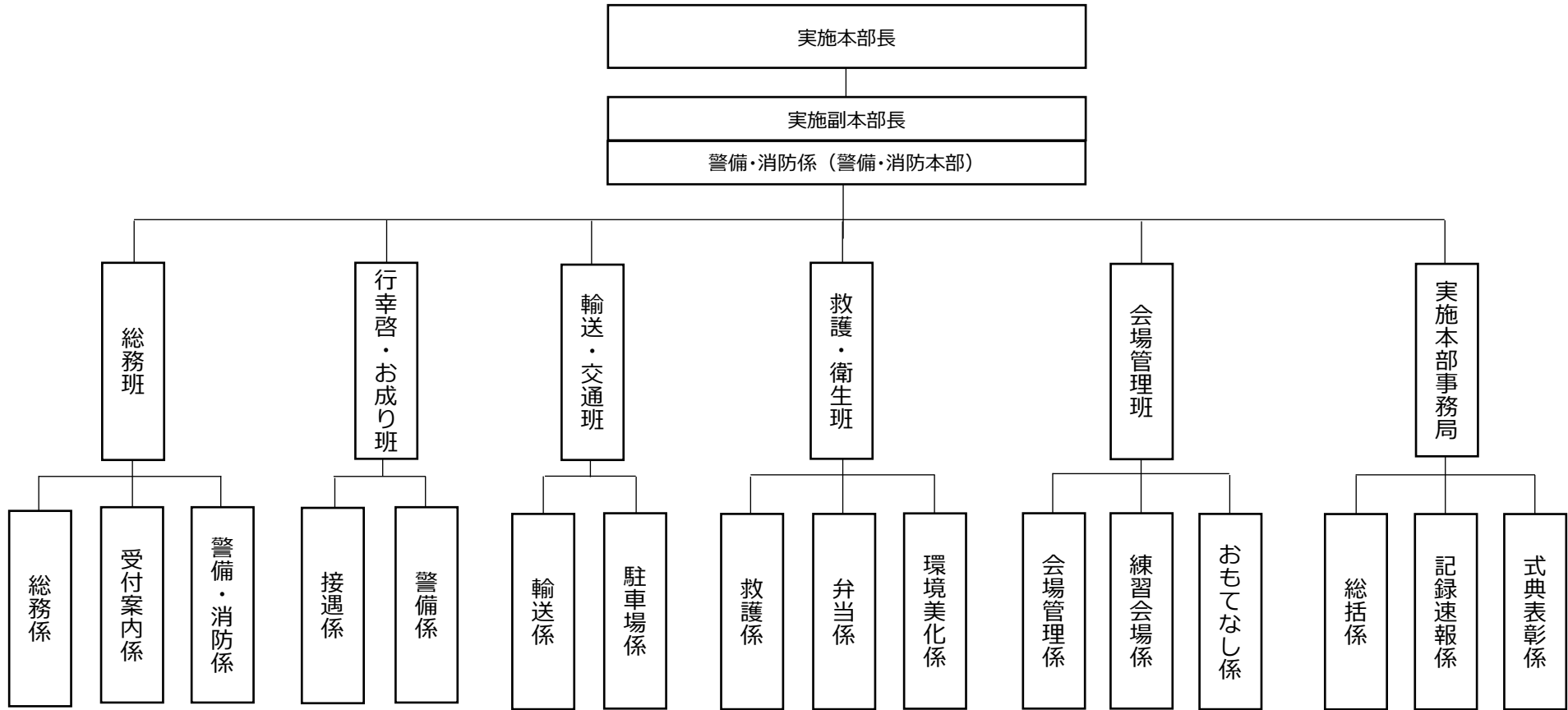
- ア 大規模災害等情報の収集、伝達および通信要領
- イ 救出救護訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 広報活動訓練
- オ その他必要と認める事項

第4章 雑則

(委任)

第19条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

別表第1(第6条関係)特別緊急体制伝達系統図

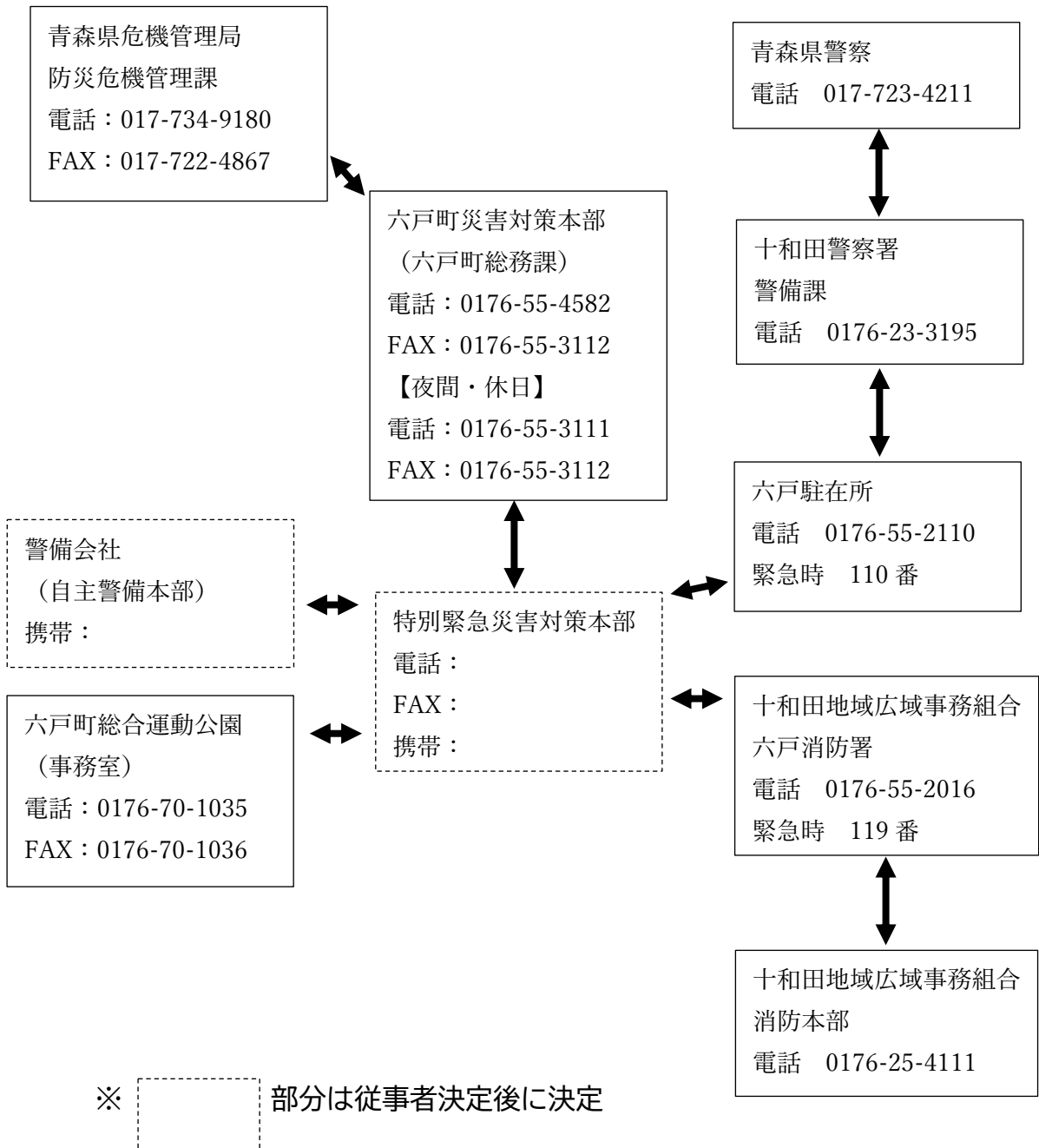


別表第2(第6条関係)

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	実施本部長	
対策副本部長	実施本部副本部長	
対策本部員	総務班長、行幸啓・お成り班長、輸送・交通班長、救護・衛生班長、会場管理班長、 実施本部事務局長	
班 編 成	要員差し出し班	任 務 内 容
指揮総括班	総務班 (警備・消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時対策本部の指揮、運用、総括 ○ 火災その他災害の情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録
連絡調整班	実施本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防防災・自主警備関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各部(各班)との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日体協、文部科学省等への報告・連絡
情 報 班	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災その他災害の情報、来場者等の動向に関する情報収集
応急対策班	会場管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災その他災害の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止
避難誘導班	行幸啓・お成り班 実施本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
避難場所確保班	救護・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救 護 班	救護・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
広 報 班	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交 通 班	輸送・交通班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各班共通		<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理

別表第3(第8条関係)
防災関係機関連絡系統図



別表第4（第13条関係）

避難場所

避難区域	避難場所
六戸町総合運動公園野球場	多目的広場